

# 入札公告（説明書）

令和6年2月8日

東日本高速道路株式会社 東北支社長 田仲 博幸

【調達機関番号 417】

次のとおり一般競争入札について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるものほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和5年10月版）（以下「共通入札公告」という。）』に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、共通入札公告4-2-1に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

## 1. 調達手続の概要

1-1	契約件名（調査等名）	秋田自動車道 湯田他2トンネル詳細設計 【品目分類番号 42】
1-2	業務概要	業務箇所、数量及び履行期間等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』又は『参考図』を参照のこと
1-3	契約責任者	NEXCO 東日本 東北支社長 田仲 博幸
1-4	契約担当部署	NEXCO 東日本 東北支社 技術部 調達契約課 【所在地番号 04】 (住所) 〒983-8477 宮城県仙台市宮城野区榴岡 1-1-1 J R 仙台イーストゲートビル 12 階 (電話) 022-395-7641 (電子メールアドレス) <a href="mailto:ki-r-tohoku@e-nexco.co.jp">ki-r-tohoku@e-nexco.co.jp</a>
1-5	入札方法	電子入札または郵送入札
1-6	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[26]を参照のこと
1-7	支払条件	前金払の有無：「有」
1-8	入札手続き日程	本書『2. 入札手続き日程』を参照のこと
1-9	競争参加資格要件等	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-10	指名併用理由	本件競争入札においては非該当
1-11	設計業務成果品等の貸与	入札者に対する指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：本書 2-18. に示すとおり

1-12	見積活用方式の有無	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-13	その他	特記事項なし

## 2. 入札手続き日程

2-1	審査基準日	本書 2-3. に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日
2-2	契約図書の配布期間	入札公告の日 から 令和 6 年 2 月 26 日まで ※上記期間を過ぎるとダウンロードできないので注意すること。
2-3	競争参加資格確認申請書の提出期限	<p><b>【提出期限】</b>          入札公告の日 から 令和 6 年 2 月 26 日 16 時 00 分まで          ※共通入札公告 4-3-1～4-3-4 に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p><b>【提出方法】</b>          [電子入札の場合]          入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。          なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9] [2] (6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。なお、書留郵便等により提出する場合は、2 部提出すること。          [郵送入札の場合]          入札者に対する指示書【郵送入札】[9]に従い、電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。なお、書留郵便等により提出する場合は、2 部提出すること。</p> <p><b>【提出書類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 競争参加資格確認申請書様式 1</li> <li>(2) 競争参加資格確認申請書様式 2</li> <li>(3) 競争参加資格確認申請書様式 3</li> </ul>
2-4	競争参加資格確認結果通知日	令和 6 年 3 月 22 日を予定
2-5	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格の確認結果を通知した日の翌日から 7 日（休日を含まない）以内の休日を除く毎日、10 時 00 分から 16 時 00 分まで

2-6	技術提案書の提出期限	本件競争入札においては非該当
2-7	技術提案書に関するヒアリング期間	本件競争入札においては非該当
2-8	技術提案書の特定通知日	本件競争入札においては非該当
2-9	非特定通知にかかる理由の説明請求期限日	本件競争入札においては非該当
2-10	参考見積書の提出期限	本件競争入札においては非該当
2-11	参考見積書に関する問い合わせ期間	本件競争入札においては非該当
2-12	訂正参考見積書提出期限	本件競争入札においては非該当
2-13	入札書の提出期限	<p><b>【提出期限】</b> 令和 6 年 4 月 23 日 16 時 00 分</p> <p>※共通入札公告 4-4 に示す入札・開札・落札者の決定に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p><b>【提出方法】</b>  <b>[電子入札の場合]</b>            入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[14]に従い、電子入札システムにより提出すること。</p> <p><b>[郵送入札の場合]</b>            入札者に対する指示書【郵送入札】[12]から[14]に従い、次の提出書類を同封のうえ書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。</p> <p><b>【提出書類】</b>            (1) 入札書</p>
2-14	開札日時	令和 6 年 4 月 24 日 10 時 30 分
2-15	開札執行場所	本書 1-4. に示す契約担当部署
2-16	本件競争入札に関する質問受付期間	<p><b>【受付期間】</b> 入札公告の日 から 令和 6 年 4 月 9 日 16 時 00 分まで</p> <p><b>【受付場所】</b> 本書 1-4. に示す契約担当部署</p>

		<p><b>【受付方法】</b>          質問書面（様式自由）を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。          書留郵便等による提出で質問数が 5 問以上の場合は、質問書面のほか、質問書面を Microsoft Word 等により作成したファイルを記録した CD-R も提出すること。          なお、質問書面には会社名及び提出日を記載すること。</p> <p><b>【質問内容の記載上の留意点】</b>          質問書面中に記載する質問内容に、質問者の会社名やその会社を類推できるような情報を記載しないようにすること。</p>
2-17	質問に対する回答期間	質問書受領日の翌日から原則として 5 日以内（休日を除く。）
2-18	資料の閲覧期間 (設計業務成果品等の貸与)	本件競争入札においては非該当

<p><b>【ご案内】NEXCO 東日本における調達契約手続きの電子化の概要について</b></p> <p>NEXCO 東日本では、競争参加希望者・受注者の皆さまの負担軽減・業務効率化や、手続きの迅速化を目的として令和 3 年 4 月以降、調達契約手続きの電子化を一層推進しております。</p> <p><u>東北支社においては、令和 5 年 4 月以降に入札公告する案件（一部案件を除く）から、条件付一般競争入札（指名併用型）の競争参加資格要件に「電子入札システムの利用者登録が完了していること」を追加いたしました。電子入札システムの利用者登録は簡単で、費用も低廉です。ぜひ登録をお願いします。（IC カードをお持ちの場合は即日登録完了。IC カード未保有の場合はカード準備のため 1 か月程度で登録完了。）</u></p> <p>詳細は、NEXCO 東日本の HP に掲載しておりますので、ご確認のうえ手続きをお願いします。  <a href="https://www.e-nexco.co.jp/assets/pdf/bids/auction_info/outline.pdf">https://www.e-nexco.co.jp/assets/pdf/bids/auction_info/outline.pdf</a></p>
--

競争参加資格要件等一覧表

業務名		秋田自動車道 湯田他2トンネル詳細設計																																								
調達手続の概要	競争契約の方法	一般競争入札方式																																								
	落札者の決定方法	総合評価落札方式																																								
	見積活用方式の対象	無																																								
	一括審査方式の対象	対象外	設計業務名(その1)	-																																						
	設計業務名(その2)		-																																							
	設計業務名(その3)		-																																							
	基本契約方式の対象	対象外	設計業務名(その1)	-																																						
	設計業務名(その2)		-																																							
	設計業務名(その3)		-																																							
評価値の算出方法		加算方式																																								
入札ボンド		無																																								
履行ボンド		有																																								
開札時において、以下に示す業種区分の「令和5・6年度競争参加資格」を有する者であること。																																										
業種区分		トンネル設計																																								
企業に求める事項	審査基準	審査基準日において、平成20年4月1日以降に元請として完成及び受渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。																																								
		業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。)の業務実績データ(業務データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務分野</th><th>業務段階1</th><th>業務段階2</th><th>業務段階3</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>トンネル</td><td>トンネル</td><td>基本(予備・概略)設計</td><td></td></tr> <tr><td>トンネル</td><td>トンネル</td><td>実施(詳細)設計</td><td></td></tr> <tr><td>トンネル</td><td>トンネル</td><td>施工計画</td><td></td></tr> <tr><td>トンネル</td><td>トンネル</td><td>維持管理</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>			業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	トンネル	トンネル	基本(予備・概略)設計		トンネル	トンネル	実施(詳細)設計		トンネル	トンネル	施工計画		トンネル	トンネル	維持管理																			
業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																																							
トンネル	トンネル	基本(予備・概略)設計																																								
トンネル	トンネル	実施(詳細)設計																																								
トンネル	トンネル	施工計画																																								
トンネル	トンネル	維持管理																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務分野</th><th>業務段階1</th><th>業務段階2</th><th>業務段階3</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>トンネル</td><td>トンネル</td><td>基本(予備・概略)設計</td><td></td></tr> <tr><td>トンネル</td><td>トンネル</td><td>実施(詳細)設計</td><td></td></tr> <tr><td>トンネル</td><td>トンネル</td><td>施工計画</td><td></td></tr> <tr><td>トンネル</td><td>トンネル</td><td>維持管理</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>			業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	トンネル	トンネル	基本(予備・概略)設計		トンネル	トンネル	実施(詳細)設計		トンネル	トンネル	施工計画		トンネル	トンネル	維持管理																					
業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																																							
トンネル	トンネル	基本(予備・概略)設計																																								
トンネル	トンネル	実施(詳細)設計																																								
トンネル	トンネル	施工計画																																								
トンネル	トンネル	維持管理																																								
審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。																																										
平成20年4月1日以降に元請として完成及び受渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。 業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。)の業務実績データ(業務データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている業務において技術者情報に登録されている者。または、同等の契約実績のある者であること。																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務分野</th><th>業務段階1</th><th>業務段階2</th><th>業務段階3</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>トンネル</td><td>トンネル</td><td>基本(予備・概略)設計</td><td></td></tr> <tr><td>トンネル</td><td>トンネル</td><td>実施(詳細)設計</td><td></td></tr> <tr><td>トンネル</td><td>トンネル</td><td>施工計画</td><td></td></tr> <tr><td>トンネル</td><td>トンネル</td><td>維持管理</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>			業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	トンネル	トンネル	基本(予備・概略)設計		トンネル	トンネル	実施(詳細)設計		トンネル	トンネル	施工計画		トンネル	トンネル	維持管理																					
業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																																							
トンネル	トンネル	基本(予備・概略)設計																																								
トンネル	トンネル	実施(詳細)設計																																								
トンネル	トンネル	施工計画																																								
トンネル	トンネル	維持管理																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務分野</th><th>業務段階1</th><th>業務段階2</th><th>業務段階3</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>トンネル</td><td>トンネル</td><td>基本(予備・概略)設計</td><td></td></tr> <tr><td>トンネル</td><td>トンネル</td><td>実施(詳細)設計</td><td></td></tr> <tr><td>トンネル</td><td>トンネル</td><td>施工計画</td><td></td></tr> <tr><td>トンネル</td><td>トンネル</td><td>維持管理</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>			業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	トンネル	トンネル	基本(予備・概略)設計		トンネル	トンネル	実施(詳細)設計		トンネル	トンネル	施工計画		トンネル	トンネル	維持管理																					
業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																																							
トンネル	トンネル	基本(予備・概略)設計																																								
トンネル	トンネル	実施(詳細)設計																																								
トンネル	トンネル	施工計画																																								
トンネル	トンネル	維持管理																																								
競争参加要件	同種業務	審査基準日において、下記に示す技術者資格を有し、かつ、当該技術者資格に応じて関連する法規又は制度による資格登録等を行っている者であること。																																								
		イ.技術士 ・総合技術監理部門(建設部門ートンネル)　・建設部門(建設部門ートンネル) ロ.RCCM ・トンネル部門 ハ.土木学会認定土木技術者 ・特別上級土木技術者[交通]　・特別上級土木技術者[設計] ・上級土木技術者(コースA)[交通]　・上級土木技術者(コースA)[設計] ・上級土木技術者(コースB)[トンネル・地下] ・1級土木技術者(コースA)[交通]　・1級土木技術者(コースA)[設計] ・1級土木技術者(コースB)[トンネル・地下]																																								
		外国資格を有する技術者(わが国及び WTO 政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る)については、あらかじめ上記に示す資格相当の旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている必要がある。																																								
		手持ち業務金額及び件数が、次の①及び②のいずれにも該当しないこと。 ①1件500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約金額の合計が4 億円以上 ②1件500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数の合計が10 件以上 なお、手持ち業務に複数年度にわたる契約業務(※)がある場合の手持ち金額については、「手持ち業務毎に、履行期間の総月数を分母とし、審査基準日が属する年度に係る履行月数を分子として算出した割合を手持ち業務毎の契約金額に乘じて得た額」の合計額を手持ち業務の金額として評価する。 また、手持ち業務について、「低入札価格調査対象業務」がある場合は、①の金額は2 億円以上、②の件数は5 件以上とする。																																								
		※業務の履行期間が審査基準日が属する年度を含む複数年度に及ぶ業務																																								
競争参加資格未賛格者	施工管理(調査等)業務の受注者	業務名) 令和5年度 秋田自動車道 北上西地区施工管理業務		受注者名) 株式会社 拓進工営																																						
		業務名) 令和5年度 秋田自動車道 西和賀地区施工管理業務		受注者名) 株式会社 東建工営																																						
その他		業務実施体制が「不適」の場合には競争参加を認めない。																																								

## 技術評価項目及び評価基準

評価 タイプ	WTO 適用	-	設計 タイプ	-
-----------	-----------	---	-----------	---

技術評価を行うため競争参加者に提出を求める競争参加資格確認申請書の作成、技術評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

総合評価落札方式			技術評価点(満点) <sup>(注1)</sup>	100点										
評価項目			評価基準											
競争参加者の経験及び能力			次の基準で評価する。											
実績等			<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ 中日本高速道路株式会社 ハ 西日本高速道路株式会社 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社</td><td>35点</td><td rowspan="3">35点</td> </tr> <tr> <td>②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務 ヘ 各都道府県(道路事業) ト 各市町村(道路事業)</td><td>17.5点</td> </tr> <tr> <td>以下の場合に加点しない ③上記に該当しない</td><td>0点</td> </tr> </tbody> </table>		評価基準	評価	配点	平成20年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ 中日本高速道路株式会社 ハ 西日本高速道路株式会社 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社	35点	35点	②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務 ヘ 各都道府県(道路事業) ト 各市町村(道路事業)	17.5点	以下の場合に加点しない ③上記に該当しない	0点
評価基準	評価	配点												
平成20年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ 中日本高速道路株式会社 ハ 西日本高速道路株式会社 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社	35点	35点												
②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務 ヘ 各都道府県(道路事業) ト 各市町村(道路事業)	17.5点													
以下の場合に加点しない ③上記に該当しない	0点													
競争参加者の経験及び能力			次の基準で評価する。											
事故及び不誠実な行為			<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査基準日から過去1年以内に当該業種に係る文書警告又は ①文書警告 ②口頭注意を受けた場合、評価を減ずる。</td><td>-2点 -1点</td><td rowspan="2">-2点 -1点</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇留意事項 ①記載は不要である。</p>		評価基準	評価	配点	審査基準日から過去1年以内に当該業種に係る文書警告又は ①文書警告 ②口頭注意を受けた場合、評価を減ずる。	-2点 -1点	-2点 -1点				
評価基準	評価	配点												
審査基準日から過去1年以内に当該業種に係る文書警告又は ①文書警告 ②口頭注意を受けた場合、評価を減ずる。	-2点 -1点	-2点 -1点												
配置予定管理技術者の経験及び能力			次の基準で評価する。											
資格・実績等			<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術部門・科目・種類に応じ評価する。</td><td>①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」のイに該当する</td><td>30点</td> </tr> <tr> <td>外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ右表に記載する資格相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</td><td>②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」のロ、又はハに該当する ③上記に該当しない</td><td>15点 不適</td> </tr> </tbody> </table>		評価基準	評価	配点	技術部門・科目・種類に応じ評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」のイに該当する	30点	外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ右表に記載する資格相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。	②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」のロ、又はハに該当する ③上記に該当しない	15点 不適	
評価基準	評価	配点												
技術部門・科目・種類に応じ評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」のイに該当する	30点												
外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ右表に記載する資格相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。	②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」のロ、又はハに該当する ③上記に該当しない	15点 不適												
配置予定管理技術者の経験及び能力			次の基準で評価する。											
資格・実績等			<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①配置予定管理技術者として若手管理技術者(※)又は、女性管理技術者の配置がある ※審査基準日において35歳以下であること ②上記に該当しない</td><td>5点 0点</td><td>5点</td> </tr> </tbody> </table>		評価基準	評価	配点	①配置予定管理技術者として若手管理技術者(※)又は、女性管理技術者の配置がある ※審査基準日において35歳以下であること ②上記に該当しない	5点 0点	5点				
評価基準	評価	配点												
①配置予定管理技術者として若手管理技術者(※)又は、女性管理技術者の配置がある ※審査基準日において35歳以下であること ②上記に該当しない	5点 0点	5点												
配置予定管理技術者の経験及び能力			次の基準で評価する。											
資格・実績等			<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ 中日本高速道路株式会社 ハ 西日本高速道路株式会社 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社</td><td>30点</td><td rowspan="3">30点</td> </tr> <tr> <td>②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務 ヘ 各都道府県(道路事業) ト 各市町村(道路事業)</td><td>15点</td> </tr> <tr> <td>以下の場合に加点しない ③上記に該当しない</td><td>0点</td> </tr> </tbody> </table>		評価基準	評価	配点	平成20年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ 中日本高速道路株式会社 ハ 西日本高速道路株式会社 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社	30点	30点	②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務 ヘ 各都道府県(道路事業) ト 各市町村(道路事業)	15点	以下の場合に加点しない ③上記に該当しない	0点
評価基準	評価	配点												
平成20年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ 中日本高速道路株式会社 ハ 西日本高速道路株式会社 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社	30点	30点												
②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務 ヘ 各都道府県(道路事業) ト 各市町村(道路事業)	15点													
以下の場合に加点しない ③上記に該当しない	0点													
配置予定管理技術者の経験及び能力			次の基準で評価する。											
配置予定管理技術者の手持ち業務金額及び件数			<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理技術者又は担当技術者として従事している1件500万円以上の手持ち業務について、 ①契約金額の合計が4億円以上、②契約件数の合計が10件以上 のいずれかに該当するか否かにより判断する。 なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」が1件でも含まれる場合は、上記①の金額を2億円以上、上記②の件数を5件以上とする。</td><td>いずれも該当しない いずれかに該当する</td><td>適 不適</td> </tr> </tbody> </table>		評価基準	評価	配点	管理技術者又は担当技術者として従事している1件500万円以上の手持ち業務について、 ①契約金額の合計が4億円以上、②契約件数の合計が10件以上 のいずれかに該当するか否かにより判断する。 なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」が1件でも含まれる場合は、上記①の金額を2億円以上、上記②の件数を5件以上とする。	いずれも該当しない いずれかに該当する	適 不適				
評価基準	評価	配点												
管理技術者又は担当技術者として従事している1件500万円以上の手持ち業務について、 ①契約金額の合計が4億円以上、②契約件数の合計が10件以上 のいずれかに該当するか否かにより判断する。 なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」が1件でも含まれる場合は、上記①の金額を2億円以上、上記②の件数を5件以上とする。	いずれも該当しない いずれかに該当する	適 不適												
業務実施体制			次の基準で評価する。											
業務実施体制の妥当性			<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>以下のいずれかに該当する場合には評価しない。 ①再委任の内容が主たる部分「共通仕様書1-19-1】若しくは秘密の保持【共通仕様書1-49】(※調査等共通仕様書を適用する場合)/【共通仕様書1-47】(※施工工事調査等共通仕様書を適用する場合)に係る場合。 ②業務の分担構成が不明瞭、又は不自然である場合。</td><td>いずれも該当しない いずれかに該当する</td><td>適 不適</td> </tr> </tbody> </table>		評価基準	評価	配点	以下のいずれかに該当する場合には評価しない。 ①再委任の内容が主たる部分「共通仕様書1-19-1】若しくは秘密の保持【共通仕様書1-49】(※調査等共通仕様書を適用する場合)/【共通仕様書1-47】(※施工工事調査等共通仕様書を適用する場合)に係る場合。 ②業務の分担構成が不明瞭、又は不自然である場合。	いずれも該当しない いずれかに該当する	適 不適				
評価基準	評価	配点												
以下のいずれかに該当する場合には評価しない。 ①再委任の内容が主たる部分「共通仕様書1-19-1】若しくは秘密の保持【共通仕様書1-49】(※調査等共通仕様書を適用する場合)/【共通仕様書1-47】(※施工工事調査等共通仕様書を適用する場合)に係る場合。 ②業務の分担構成が不明瞭、又は不自然である場合。	いずれも該当しない いずれかに該当する	適 不適												

(注1)技術評価点は競争参加資格申請書より評価した評価点に60/100を乗じて算出する。